

## 議案第3号

### 清水地域から花園地域における自家用有償旅客運送事業の実施について

2号議案において、説明したとおり現在、路線バス花園線の清水から花園までの区間について一部の便の減便を検討しているところです。

しかしながら、当該区間においては、地域住民による定期的な路線バス利用の実態もあるため、引き続き地域住民の移動手段の確保が求められる状況となっています。

以上の状況を踏まえ、有田川町では路線バスの減便による影響を受ける地域を対象として、下記及び添付資料のとおり、道路運送法第78条の2号による自家用有償旅客運送事業の実施を計画しております。

#### 記

実施主体	有田川町			
運行管理等委託先	有田鉄道(株)(予定)			
運送の区域	有田川町清水地区の一部及び久野原・井谷・板尾・杉野原・押手地区と花園地区の一部			
旅客から収受する対価	距離	10 km未満	10～20 km未満	20 km以上
	料金	600円	800円	1,000円
運送しようとする旅客の範囲	地域住民や地域を訪れる方を対象とし、特に制限は設けない。 ただし、介助の必要がなく、独力で乗降車ができる方。			
運行開始予定日	令和7年4月1日			

※ 事業計画の詳細については、添付の『資料1』をご覧ください。

つきましては、上記の自家用有償旅客運送事業の実施について、各委員の同意を求めます。

なお、かつらぎ町地域公共交通会議では、事前(令和7年1月17日)に本議案について説明を行い、承認をいただいていることを申し添えます。

# 1. 事業の概要及び現況

## (1) 事業の概要

### ◆ 背景

近年、有田川町内を運行する路線バス事業は、ドライバー不足が深刻な問題となっ  
てきている。

路線バス事業をはじめ地域の公共交通を維持するためには、事業者がドライバー  
を確保しやすい環境を整備することが重要である。

こうした状況を踏まえ、有田川町と路線バス事業者(有田鉄道株式会社)は、路線  
バスの利用状況等を勘案しダイヤの見直しを実施した結果、路線バス花園線につい  
て一部区間での減便を検討しているところである。

ただし、当該区間では、地域住民による定期的な路線バス利用の実態もあるた  
め、引き続き地域住民の移動手段の確保が求められる状況となっている。

### ◆ 目的

路線バス事業を一部減便する予定の地域(清水～花園間)を対象として、自家用  
有償旅客運送事業を導入し、交通空白地域を解消することにより交通弱者の移動手  
段の確保を図ることを目的とする。

## (2) 運行地域の現況

### ◆ 清水地域(清水～押手間)の概況(R6.4 現在)

人口 1,284 人(うち、65 歳以上: 660 人、高齢化率 51.4%)

清水地域(清水～押手間)の高齢化率は、令和 6 年 4 月現在で 50%以上となっ  
ている。また、花園地域の高齢化率も 60%を超えており、今後も高齢化が進むこと  
が想定される。

【参考】花園地域 : 人口 247 人(うち 65 歳以上 154 人、高齢化率 62.3%)

### ◆ 既存公共交通の現況

- ・路線バス(有田鉄道 花園線 平日 4 往復、土日 2 往復)
- ・コミュニティバス板尾線、室川線(※室川線は予約運行)
- ・鉄道(路線無し)
- ・タクシー(配車無し)

当該地域には、路線バス、コミュニティバスが乗り入れてはいるが、地域内を運行  
する鉄道やタクシーの配車はない。

コミュニティバスについては、週 1 回1便の運行となっているほか、路線バスにつ  
いては、先に述べたとおり、時間帯による一部の区間での減便を検討している状況  
である。

## 2. 運送の区域・利用対象者・料金等

### (1) 運送の区域

#### 清水地域(有田川町)

清水地区の一部及び

久野原地区、井谷地区、板尾地区、杉野原地区、押手地区の全域。

#### 花園地域(かつらぎ町)

花園地区の一部

### (2) 旅客から收受する対価(利用料金)

利用距離による定額制

距離	10 km未満	10～20 km未満	20 km以上
料金	600 円	800 円	1,000 円

※同乗者は1名につきプラス200円を加算

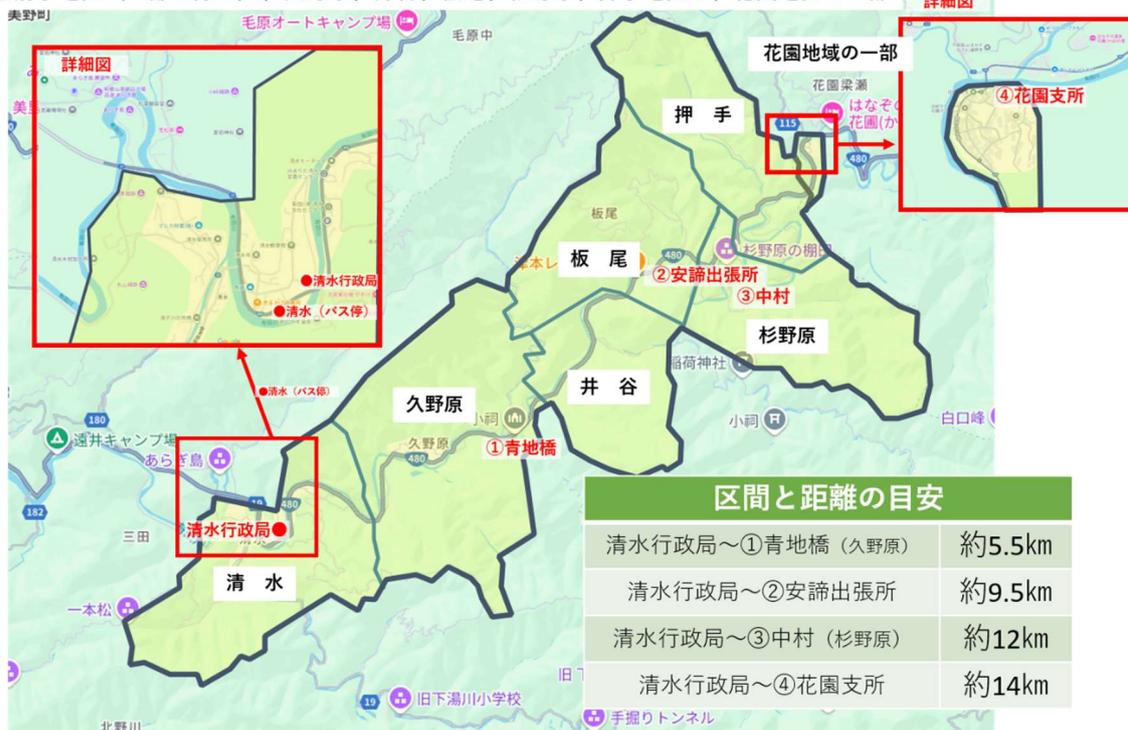
### (3) 運送しようとする旅客の範囲(利用対象者)

地域住民及び運送区域を訪問する方(観光客等も含み特に制限を定めない)。

### (4) 区域図

## 運行の区域

※清水地区(一部を除く)、久野原、井谷、板尾、杉野原、押手地区と、花園地区の一部



※域外への移動は、路線バスやコミュニティバスへの乗り継ぎを想定。

## 3. 運行内容

### (1) 運行開始日(予定)

---

令和7年4月1日

### (2) 運行日・時間帯(予定)

---

#### ◆ 運行日

平日、土日祝日(年末年始12月29日～1月3日)は運休。

#### ◆ 運行時間帯

7:30～18:30

※1回の利用時間は、1時間以内とする。

### (3) 運行形態

---

利用者からの予約により、希望時間に合わせて乗車地から目的地まで、ドア・トゥ・ドアで運行する。

## 4. 運行体制・利用方法

### (1) 運行体制

---

#### ◆ 実施主体

有田川町(事業名:『コミュニティタクシーありだがわ』 略称:『コミタク』)

#### ◆ 運行管理委託先

有田鉄道株式会社(予定)

### (2) 運転手

---

地域住民による会員運転手 10名程度を予定

### (3) 運行車両

---

会員運転手の持ち込みによる自家用車 10台程度を予定

### (4) 利用方法

---

- ①電話予約……有田鉄道(株)の専用ダイヤルへ予約の電話(前日13時まで)。
- ②配車………内容を確認し、会員運転手に連絡。担当運転手の決定。
- ③予約確認……予約が確定したことを利用者に電話連絡。
- ④送迎・運行……当日、担当運転手が乗車場所に送迎し、利用者を乗せる。

## 5. 利用のルール

### (1) 利用のルール(予定)

項目	内容
運行地域	清水地区の一部、久野原、井谷、板尾、杉野原、押手地区 花園地区の一部
居住条件	特になし。※有田川町民および有田川町を訪問する方
年齢条件	特になし。※未就学児は、親の予約・同乗が必要。
身体的条件	介助の必要がなく、独力で乗降車ができる方。
利用目的の制限	生活利用、他の地域から訪れる方の利用で特に制限は設けない。 ただし、運転手が自らの家族を乗車させる場合は、制度の対象外。
利用可能時間	7:30～18:30 ※乗車できる時間
一回の利用時間	1時間以内 ※時間内であれば、降車して用事を済ませてもう一度乗ることも可能。
事前の予約方法	前日の13時までに電話(専用ダイヤル)予約。※有鉄で受け付け
運行料金	600円(10km未満)、800円(10km～20km)、1,000円(20km以上) ※同乗者は1名につき、プラス200円 (同乗者とは、一度の予約で、同じ場所・時間に一緒に乗る人のこと。)
運転者手当の金額	800円(10km未満)、1,000円(10km～20km)、1,200円(20km以上) ※受け取った運賃に200円を上乗せた額が手当の金額

## 6. その他

### (1) 自家用有償運送に使用する自動車の種類ごとの数

- ◆ 普通乗用車……3台
- ◆ 軽乗用車……7台

### (2) 運転者に求められる要件

会員運転手のうち1名は二種免許を持っており、一種免許のみの9名のうち、2名については、令和7年1月16日に紀北自動車学校において実施された講習会を受講済み。残る7名については、令和7年2月19日に開催を予定しているNPO法人京都運転ボランティアの会による講習を受講予定。

### (3) 損害賠償措置

自家用有償運送に使用する自動車について、道路運送法施行規則第51条の26に規定する国土交通大臣が告示で定める基準に適合する任意保険等に参加していることを確認済み。

自動車の種類	損害賠償措置	
	対人	対物
ニッサン セレナ	無制限	無制限
ダイハツ ミラ	無制限	無制限
ホンダ ストリーム	無制限	無制限
スズキ アルトラパン	無制限	無制限
ホンダ N-WGN	無制限	無制限
ホンダ バモス	無制限	無制限
ホンダ ステップワゴン	無制限	無制限
スバル サンバー	無制限	無制限
ニッサン デイズ	無制限	無制限
ダイハツ ハイゼット	無制限	無制限

### (4) 運行管理・整備管理の体制

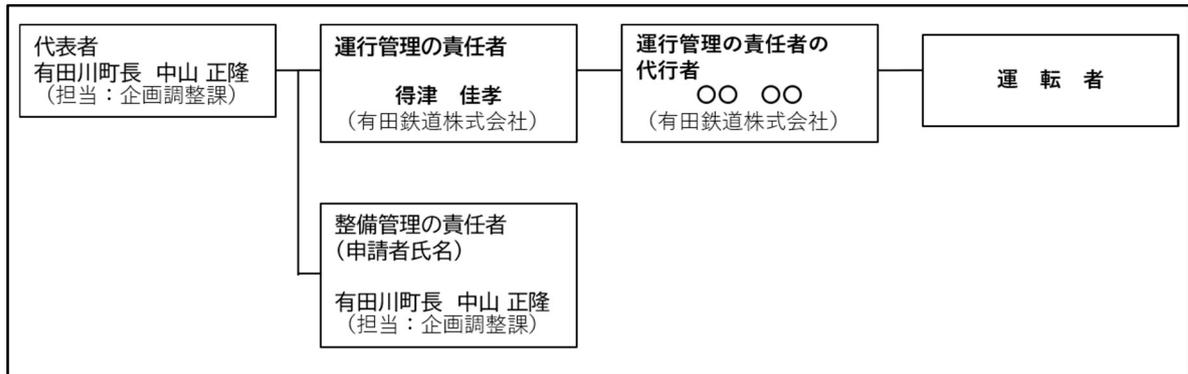
#### (ア) 運行管理の責任者の就任予定名簿

氏名	資格の種類	委託
得津 佳孝(有田鉄道(株))	道路運送法 23 条第 1 項の運行管理者	○

#### (イ) 整備管理の責任者の就任予定名簿

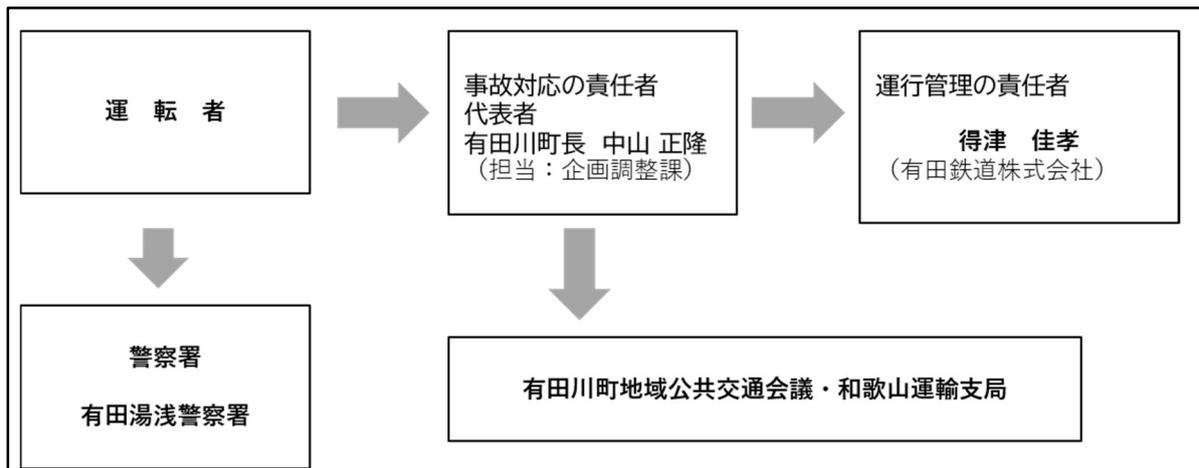
氏名
有田川町長 中山 正隆 (担当:企画調整課)

(ウ)運行管理・整備管理に係る式命令系統

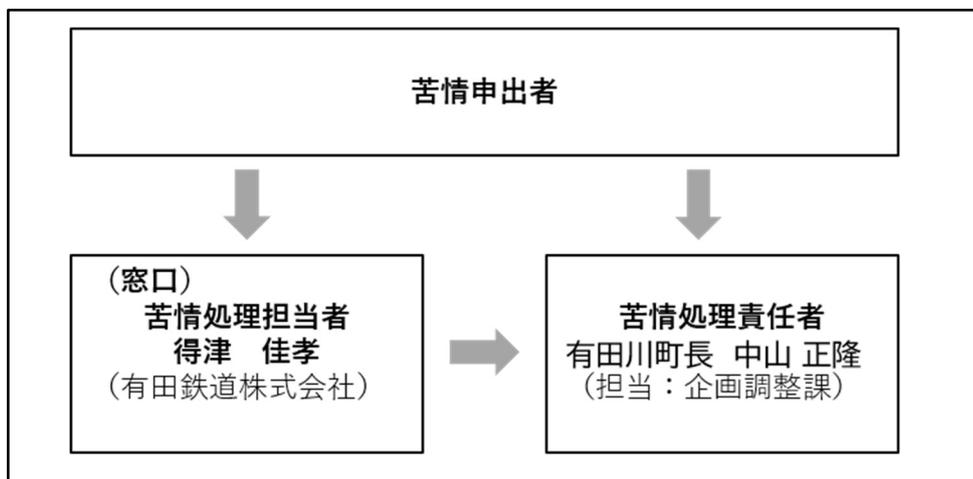


※ 運行管理の体制および責任の所在については、事業の実施主体者である有田川町と、運行管理の責任者との間で十分に協議し、契約を交わすものとします。

(5) 事故時の連絡体制



(6) 苦情処理体制



## (7) 利用者への周知・広報

---

- ◆ 4月の広報紙とともに広報チラシを配布する。
- ◆ 有田川町ホームページや町アプリ「ありだかわ防災・行政ナビ」への掲載。
- ◆ 藤並駅、路線バス、コミュニティバスへのポスター、チラシの掲示等。
- ◆ 住民説明会や体験乗車会等も、状況や要望に応じて実施する予定。



道路運送法に基づく協議が調っていることの証明書

令和7年1月17日付けかつらぎ町地域公共交通会議において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている運行方法及び路線並びにその内容

清水地域から花園地域における有田川町自家用有償旅客運送（別紙のとおり）

2. 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

清水地域から花園地域における有田川町自家用有償旅客運送（別紙のとおり）

令和7年1月22日

かつらぎ町地域公共交通会議

会長 かつらぎ町副町長 南 典 昌



